

戸別収集の導入について

戸別収集の実施内容

1 戸別収集の目的

戸別収集を実施する目的は、排出者責任の明確化です。

分別の徹底や廃棄物の減量を推進するためには、その前提として、適正な分別や廃棄物の排出ルールの順守など、廃棄物を排出するものとしての責任を市民一人ひとりが持つことが不可欠です。

2 戸別収集による効果

①排出者責任の明確化による廃棄物の減量効果

戸別収集では、各戸の玄関先から廃棄物を収集するため、排出者責任の明確化が図られます。また、マナー違反に対する指導が容易になり、排出の適正化が図られます。その結果、市民の廃棄物に対する意識の変革がもたらされ、廃棄物の減量効果が期待できます。

②地域負担の軽減と生活環境の改善

戸別収集への移行により、集積所の設置に関する地域負担の軽減が図られます。また、道路や歩道に設置される集積所がなくなるため、生活環境が改善されると考えられます。

③マナー違反による排出ごみの減少

戸別収集への移行により、収集不可物、事業系一般廃棄物、他地域からの流入ごみなど、マナー違反による廃棄物の排出は、大きく減少すると考えられます。

3 戸別収集とステーション収集のメリットとデメリット

	戸別収集	ステーション収集
メ リ ツ ト	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が廃棄物を排出しやすい。 ●高齢者等の排出負担が軽減される。 ●事業系廃棄物を切り離すことができる。 ●排出マナーの改善が期待できる。 ●分別排出が徹底される。 ●個別の排出指導等を行いやすい。 ●廃棄物排出に対する責任感の醸成が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●戸別収集に比べ、収集経路が簡略化され、収集時間の短縮が図れ、効率的に収集ができる。 ●戸別収集に比べ、効率的な収集方式により、車両台数と収集人員の適正化が図れ、収集費用が安くなる。 ●ステーション間の移動が円滑に行え、低速走行や度々の停車による交通障害が生じない安全な交通環境が確保される。 ●地域ぐるみで、廃棄物の出し方や分別意識を高めることができる。
デ メ リ ツ ト	<ul style="list-style-type: none"> ●作業量が多く、収集時間がかかるため、収集費用が増大する。 ●排出者自身が、収集箱等を設置する必要がある。 ●プライバシーの問題が指摘される。 ●集合住宅では、ステーション方式と変わらない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の排出者が特定されないため、排出時刻等が守らない、不適正な排出など排出者責任が薄れる。 ●排出マナーを完全に徹底できない。 ●悪臭やカラス等による散乱被害に対応するため、防御ネットなどステーションの管理を利用者間で行う必要となる。 ●場所の選定や調整が、困難な場合がある。 ●要介護高齢者や障害者等にとっては、廃棄物を持ち運ぶことが困難となることから、支援策が必要となる。

4 家庭系廃棄物有料化との相乗効果

家庭系廃棄物有料化の導入により、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制と戸別収集の実施による排出者責任の明確化等により更なる廃棄物減量が得られるものです。

5 不適正排出

(1) 不適正排出の現状

ステーション方式における苦情やトラブルの一因となる不適正排出には、次のことが挙げられます。

- ①収集日や排出時間を守らない。
- ②適切に分別していない。

③粗大ごみを違法に捨てている。

※このような排出ルールを守らない不適正排出は、有料化の実施に関わらず、現存する課題となっています。

(2) 対策

他市の事例を参考にすると、次のような不適正排出対策が考えられます。

- ①表示や色等を工夫し、一目で判別可能な指定袋の製作
- ②中身が見えやすく、異物の混入が容易に確認できる半透明袋の採用
- ③戸別収集の実施
- ④ステーションでの職員や町内会による指導・啓発
- ⑤集合住宅の管理人・所有者との連携
- ⑥廃棄物減量等推進員によるパトロールの実施
- ⑦出前説明会の開催

調査研究によると、特に有料化の導入が起因となる不適正排出には、大きく分けて、二つのタイプがあるとされています。

①意図的な不適正排出

理 由	有効的な対策
経済的負担を逃れようとする者	手数料の減免
指定袋の購入の手間を面倒くさがる者	取扱店の増加

②情報阻害による不適正排出

理 由	有効的な対策
賃貸集合住宅に居住する単身赴任者・学生・外国人などで、地域社会とのつながりが希薄な市民	●転入手続き時における説明や指定袋のサンプル提供 ●集合住宅排出場所への啓発看板等の設置

また、「戸別収集の実施」は、不適正排出対策として、最も有効であると言われています。

6 戸別収集における排出方法

他市の事例では、大きく次の理由により、戸別収集を導入しています。

- ①ステーション収集では、不適正排出などが多いため、排出マナーを徹底し、ステーション管理に対する課題解消のため
- ②新興住宅街等でのステーション設置が難しいため

(1) 戸建住宅の場合

宅地開発等で集積所が設置されている場合を除き戸別収集となります。

	<p>道路に面した敷地内に出してください。 収集員が敷地内に立ち入らないで収集できる範囲内をお願いします。 ※例えば、門扉の内側や玄関先など。</p>
	<p>自宅が道路から奥に入ったところにある場合（いわゆる敷地延長）は、道路に面した敷地内に出してください。</p>
	<p>自宅が段上または段下の場合は、道路面の一段上、一段下へ出してください。</p>

(2) 宅地開発等で集積所が設置されている場合

- ステーションを使用されている近隣の方々とお話し合いをお願いします。
- 不法投棄等については、ステーションの所有者又は利用者の負担で処理してください。

(3) 集合住宅の場合

- 集合住宅やビルごとに収集します。
- すでに専用のステーションがある場合は、そのまま使用してください。
- 専用の集積所が無い場合又は不明の場合は、所有者や管理会社に確認をお願いします。